

一関市指定給水装置工事事業者の違反行為等に係る取扱要綱

(目的)

第1 この告示は、一関市指定給水装置工事事業者(以下「指定工事事業者」という。)が、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第25条の11第1項各号のいずれかに該当する行為又は状態(以下「違反行為等」という。)に至った場合に、指定工事事業者に対して行う措置の取扱い等について、一関市指定給水装置工事事業者規程(平成17年一関市水道訓令第22号。以下「規程」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2 この告示における用語の意義は、法及び一関市水道事業給水条例(平成17年一関市条例第198号)において使用する用語の例による。

(違反行為等の調査及び報告等)

第3 水道事業及び工業用水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)は、指定工事事業者が違反行為等を行った疑いがあるときは、その事実関係の調査を行う。

2 管理者は、前項の調査において違反行為等の事実が認められたときは、当該指定工事事業者に対し、直ちに違反行為等を是正するよう指導する。

3 管理者は、当該指定工事事業者から顛末書の提出を求めるとともに、指定給水装置工事事業者違反行為等調査報告書(様式第1号)を作成する。

(文書による注意)

第4 管理者は、第3の規定により行った調査により、行政処分は要しないが、違反行為等の再発を防止するため注意等を促すことが必要と認めるときは、当該指定工事事業者に対して注意(警告)書(様式第2号)により注意し、又は警告する。

(違反行為等に対する処分等)

第5 違反行為等に対する処分の適用は、別表によるものとする。

(意見陳述のための手続)

第6 管理者は、違反行為等に対し適用する処分が行政処分に相当すると認めるときは、当該処分の名宛人になるべき者について、弁明の機会を付与し、又は意見陳述のため聴聞の手続を行うものとする。

2 弁明の機会の付与にあつては、弁明書の提出を求めるものとする。

3 聴聞の実施に当たっては、聴聞通知書(様式第3号)により通知する。

4 聴聞を終結したときは、速やかに聴聞報告書(様式第4号)及び処分案を作成し、規程第4条に規定する一関市指定給水装置工事事業者審査委員会に報告するものとする。

(処分の通知)

第7 管理者は、指定の取消しを決定したときは、規程第11条によりその旨を告示するとともに、指定の取消しに係る指定工事業者に対して指定取消通知書(規程様式第2号)により通知するものとする。

2 管理者は、指定停止の処分を決定したときは、その旨を告示するとともに、指定停止に係る指定工事業者に対して処分通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(給水装置工事主任技術者に対する措置)

第8 管理者は、法第25条の4に定める給水装置工事主任技術者に法に違反する行為があったと認めるときは、その旨を厚生労働大臣に報告するものとする。

様式第1号（第3関係）

指定給水装置工事事業者違反行為等調査報告書

報告日 年 月 日

給水装置工事施工場所	一関市	
指定給水装置 工事事業者	住 所	
	氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）	指定番号 第 号 Tel
	主任技術者	交付番号 氏名
給水装置工事申込者	住 所	
	氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）	
	電話番号	
工事の種別	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 無届工事 <input type="checkbox"/> その他	
違反行為施工期間	年 月 日から 年 月 日	
発見状況	発見年月日	年 月 日（ ） 時頃
	発見者	
違反行為の経過・内容		
現地調査（違反行為の 写真添付）	調査日	年 月 日 時 分～ 時 分
	担当職員	
	是正・指示内容	
	是正後の状況	
その他報告を要すると 認められる事項		
今後の対応予定	<input type="checkbox"/> 文書指導（警告・注意） <input type="checkbox"/> 委員会の設置	

注 意 (警 告) 書

一関市指定給水装置工事事業者
様

一関市長

年 月 日付けで貴社より提出された顛末書の事案について、一関市指定給水装置工事事業者の違反行為等に係る取扱要綱第4の規定により、注意(警告)します。

今後は違反行為の無いよう、水道法及び関係法規、並びに一関市水道事業給水条例及び関係規程を遵守し、再発防止に努めてください。

1 違反の内容

2 違反の項目 一関市指定給水装置工事事業者の違反行為等に係る取扱要綱別表の 〃に該当

様式第3号(第6関係)

第 号
年 月 日

指定番号 第 号

様

一関市長

聴 聞 通 知 書

一関市指定給水装置工事事業者の違反行為等に係る取扱要綱第6第3項の規定により、聴聞を行うため通知します。

1. 聴聞を行う名称及び氏名

指定番号 第 号

所在地

氏名又は名称

代表者氏名

2. 聴聞の対象となる行為

指定給水装置工事事業者違反行為等調査報告書（報告日 年 月 日）
の行為について聴聞を行います。

3. 聴聞の日時 年 月 日 時 分より

4. 聴聞を行う場所

聴聞報告書

一関市指定給水装置工事事業者の違反行為等に係る取扱要綱第6第4項の規定により、聴聞を行ったので報告します。

1 対象となる行為及び氏名又は名称

別添 指定給水装置工事事業者違反行為等調査報告書 (年 月 日)

2 聴聞の日時 年 月 日

3 聴聞の場所

4 出席者

5 処分案 別添

